

豪雨災害に関する 無料相談実施のお知らせ

実施時期

令和元年9月3月から当面の間に、実施される
法律相談

令和元年8月27日からの大雨による被害を受けて、別添面談相談および電話相談にて豪雨災害に関する無料相談を実施することに決定しました。

なお、面談相談については、事前の予約が必要です。

事前の予約、詳細につきましては、佐賀県弁護士会(電話番号 0952-24-3411)へご連絡ください。

別添

豪雨災害に関する無料相談

●面談相談

地区	相談日時	相談場所
佐賀	毎週月・水・金曜日 (第2、第4月曜を除く) 14:30～16:30 毎週木曜日 10:00～12:00	佐賀市中の小路 7-19 佐賀県弁護士会館内
	毎週土曜日 13:00～15:00	各弁護士事務所
	毎週月・木曜日 18:00～20:00	各弁護士事務所
鳥栖	随時	各弁護士事務所
武雄	第1・3木曜日 13:00～16:00	各弁護士事務所
唐津	第2木曜日 13:00～16:00 第1・3・5土曜日 13:00～16:00 第4水曜日 18:00～20:00	唐津市中町 1513-3 牟田ビル 1階

※相談実施期間 令和元年9月3日から当面の間

※すべて要予約。相談時間は30分程度。祝日、年末年始等は除く。

お電話にて予約の方は

佐賀・鳥栖・武雄 0952-24-3411

唐津地区 0955-73-2985

●電話無料相談「災害無料電話相談」

相談日時	相談電話番号
毎週月・木・土曜日 13:00～15:30 毎週火・水・金曜日 17:30～19:30	0952-37-1551

予約不要。ただし、祝日、年末年始等は除く。

※相談時間 約10分程度